

中期目標及び中期計画の変更について

県立病院機構連携室

1 地方独立行政法人法に基づく公営企業型地方独立行政法人に係る中期目標及び中期計画の変更手続

中期目標	中期計画
<p>○ 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p style="text-align: right;">【法第 25 条第 1 項】</p>	<p>○ 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p style="text-align: right;">【法第 26 条第 1 項】</p>
<p>○ 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、<u>評価委員会の意見を聴く</u>とともに、議会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: right;">【法第 25 条第 3 項】</p>	<p>○ 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、<u>評価委員会の意見を聴かなければならない</u>。</p> <p style="text-align: right;">【法第 26 条第 3 項】</p> <p>○ 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: right;">【法第 83 条第 3 項】</p>

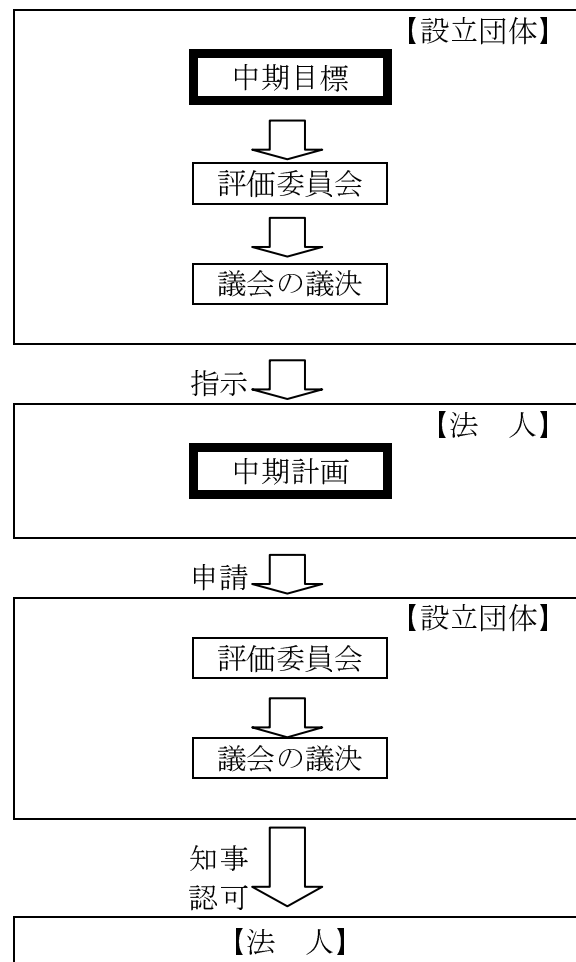
2 中期目標及び中期計画の変更手続の流れ 別紙 1 参照

3 中期目標及び中期計画の変更事由 長野県立駒ヶ根病院の名称変更に伴うもの（別紙 2 参照）

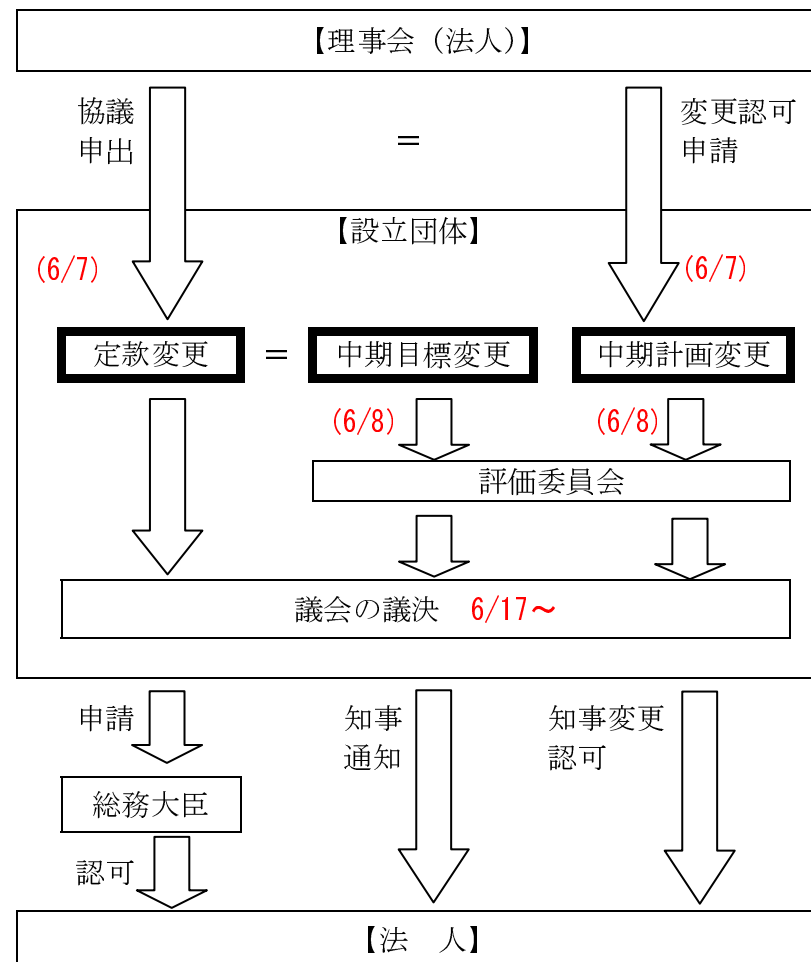
【参考】 中期目標及び中期計画の変更手続の流れ

県立病院機構連携室

□中期目標、中期計画を定める場合



□今回のケース



県立駒ヶ根病院の新名称案について

長野県立病院機構

1 趣 旨

県立駒ヶ根病院については、かねてより病院の機能をわかりやすく表し、かつ、ノーマライゼーションの理念に配慮した名称への変更の必要性が議論されてきている。

このため、本年12月の新病棟オープンに合わせて、県民にわかりやすく、親しまれるような名称への変更を行う。

【参考】駒ヶ根病院改築に関する提言（平成19年3月）

駒ヶ根病院は県全体の精神科医療を支え、その向上を図るべく「県立精神医療センター」（仮称）として整備を進める。

2 選考経過

- (1) 新名称の公募 平成22年5月11日（火）～5月28日（金）
- (2) 応募総件数 165件（応募者数67名）
- (3) 平成22年6月1日（火）に「長野県立駒ヶ根病院新名称選定委員会」（委員7名）を開催し、新名称案を選考

委 員 天野直二（信州大学医学部精神医学教室教授）
佐々木祥二（県議会議員）
原 美千代（上伊那精神障害者家族会代表）
松崎幸男（駒ヶ根市下平地区区長）
丸山和敏（駒ヶ根市民生部長）
桑島昭文（長野県健康福祉部長）
樋掛忠彦（長野県立駒ヶ根病院院長）

3 新名称案： 「長野県立こころの医療センター駒ヶ根」

（説 明）

患者や家族の「こころ」を支える病院としての機能や県内の精神医療の中核的な存在としてセンター機能を担う病院であることを明確に表します。

また、「駒ヶ根病院」の名称は、これまで地域に親しまれ全国的にも精神科の先進的医療を担う病院として広く知られていますので、「駒ヶ根」の名称を残すこととしました。